

平成 17 年度 第 8 回規制改革・民間開放推進会議 議事録
(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時:平成 17 年 10 月 28 日 (金) 17:00 ~ 18:47

2 . 場所:永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、本田桂子、矢崎裕彦各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員
(事務局) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官

4 . 議事次第

(1) 今後の進め方について

年度後半の取組方針

各課題の検討状況

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから平成 17 年度第 8 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は 10 名の委員及び安念専門委員に御出席いただくことになっております。

議事に入ります前に、先月の「経済財政諮問会議」に、「市場化テスト」について村上大臣とともに私からご報告してまいりました。ごく簡単でございますが、その内容につきまして御報告申し上げます。

まず、民間議員からは、当会議の提言にのっとって市場化テスト法案を速やかに策定し、次期通常国会に提出する必要がある。その際には聖域を設けず、すべての公共サービスを検討対象にする。国だけではなく、地方公共団体における導入も円滑化する特例措置を盛り込む。強力かつ中立的な第三者機関が必要である。このような発言がございました。また、担当の竹中大臣からは、提言における法案の骨子にのっとって、しっかりと法案化し、内容について、できるだけ早く諮問会議に報告してほしい。このようなとりまとめがございました。

最後に総理からは、できるだけ早く法案を整備して、来年の通常国会に出せるようにしてほしい。このような御発言がございました。

以上のように、諮問会議から通常国会への法案提出について、力強い御支持をいただいたと存じます。

また、国会においても「市場化テスト」について、これは総理から、お役所仕事で今、民間よりもただらしているところ、あるいは民間に任せればもっと効率的でコストも削減できるところ、そういうことを競争させてやるのだということですから、それはいいことだと。

今の役所の仕事のどういう点を民間に任せたら、もっと効率的で費用も削減できるのか。具体的

に出して総合的にまとめるような法案を来年の通常国会に出すように今、指示しているところでありますと、このような答弁がございました。

当会議といたしましても、これらを踏まえまして、法案策定作業を加速してまいりたいと存じますので、委員、専門委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。

策定作業に向けました実質的な検討期間は残りわずかとなっております。各省との調整等を考えますと、事実上11月が当会議にとって勝負の月ということになるかと思えます。残されました時間が限られる中で、当会議としての基本的なスタンスを見失うことなく多くの成果を挙げるためには、会議としていかなる体制の下で、どのような具体的成果を目指して審議を進めるかについて、会議としてのコンセンサスを得て、それを早急に実行に移す必要があるかと考えております。本日はこれらの点を中心に審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、まずお手元の資料1「規制改革・民間開放推進会議の平成17年度後半の取組方針(案)」をごらんいただきたいと思えます。

既にこれは回付させていただいたかと思えます。内容につきまして重複いたしますが、簡単に申し上げたいと思えます。

取組方針といたしまして、2つの大きな柱といたしまして、1つ目が「市場化テストの推進」、2つ目が「重点検討分野の規制改革・民間開放」ということとございます。

「市場化テスト」につきましては、先ほどもございましたように、法律をつくるということでございます。そのためには規制の特例措置に関する部分につきまして、できるだけ早期に関係省庁との合意を得るということが必要であり、そして、時間軸といたしましては、次期通常国会に法案を提出するというところでございます。

また、第三者機関につきましては、法施行と同時に本格稼働できるように準備を進めるということとございます。第三者機関がその目的を確実に達成し得る体制をつくるということが「市場化テスト」推進に最も重要ではないかということとございます。

重点検討分野の規制改革民間開放でございますが、この内容といたしましては、各ワーキンググループにおきまして、いわゆる骨太方針に示されました規制改革・民間開放に関わる事項はどうしても外せない。これが基本的スタンスであろうかと思うわけでございます。

そして、その検討内容におきまして、会議の持つ機能、権限を利用しまして、できるだけことをやっていく。資料請求、公開討論、各省庁とのハイレベル折衝等、いろいろな形で取り組んでいくということとございます。これは過去もさせていただいたわけでございますが、大きなテーマが出てきました場合各ワーキンググループに任すのではなく、全委員で構成する別途のワーキンググループと言いますか、そういうものをつくりまして、公開討論あるいは折衝をするということ、
「主要課題改革推進委員会」というものを設置いたしまして、これで当会議の全力で折衝に当たるということも、その運営の方法として取り入れてやっていけばいかかかと考えるわけでございます。

はなはだ簡単でございますけれども、そういう形で進めてまいるということとございますが、3

ページ、4ページということにつきましては、事項の例ということも示されております。

ただいま申し上げました取組方針を踏まえまして、当会議の運営方針も一部改定する必要があるかということでございます。改定部分につきましては、事務局より御説明をいただきたいと思いません。

井上参事官 それでは、当会議の運営方針の改定につきまして、資料2でございますけれども、御説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

改定の趣旨は3点ございまして、第1点目は、ただいま宮内議長からお話ございましたように、会議の下に「主要課題改革推進委員会」を設けるという新しい状況でございまして、資料2の2ページ目をごらんいただきますと、アンダーラインが入っておりますところが改定点でございますけれども、これまで会議の下にはワーキンググループが直接ぶら下がるという形でございまして、「主要課題改革推進委員会」については当然のことながら今の運営方針には入っておりませんでしたので、この「主要課題改革推進委員会」が設けられることに伴って、それに関する記載の追加をするというのが1点目の改定の趣旨でございます。

2点目は、3ページの一番上のところでございますけれども、実は今年の3月に運営方針をつくった段階では、その「市場化テスト」につきましては、法制化を含めた本格的制度導入の推進、モデル事業の確実な早期実施等という事項が入ってございましたが、その後、次期通常国会への法案提出という方向での閣議決定、会議提言がなされ、またモデル事業もスタートしていることを踏まえまして、最新の状況に応じた改定をするというのが2点目の趣旨でございます。

ちなみに今の「市場化テスト」に関連しましては、同じ資料2の6ページ目の別添という部分の「市場化テストWG」の項につきましても、モデル事業の実施というのが従来は検討事項例に入っておりましたが、実施施行という形でこちらに移し、検討事項例の中身は次期通常国会に提出という書きぶりに変更するものでございます。

3点目でございますけれども、資料の5ページの会議のスケジュールを記載した部分でございますが、従来、今、9月と書いてアンダーラインを引いておりますところに、7月中間とりまとめの決定公表。9月に年末の答申に向けた年度後半の方向性の確認ということになっておりましたけれども、中間とりまとめの扱い、9月の下旬に提言が発表され、また年度後半の方向性の確認は今日ここでなされるということに応じて、7月、9月とそれぞれなっておりましたところを9月、10月と改定をさせていただくものでございます。以上、3点でございますけれども、これで御了承いただければ、この運営方針を本日このような形で改定する決定をいただければと存じます。

以上でございます。

宮内議員 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました運営方針案。先ほど私から御説明いたしました取組方針案。これに基づいて、会議として取り組んでまいりたいという御提案でございますが、これにつきまして、御自由に御発言いただければと思えます。

特にこういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、このような形で進めさせていただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは、年末の答申に向けまして、特に会議の検討体制としては早急な対応が必要で、各ワーキングレベルではなかなか取組みが難しいものにつきましては、ただいま設置が決まりました「主要課題改革推進委員会」を積極的に活用するなど、会議を挙げて取り組んでまいります。各担当主査、委員、専門委員の皆様には、そういうことでよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、各課題の検討状況につきまして、御担当の主査から御報告をいただきたいと思えます。各ワーキンググループにおかれまして、現在各々の分野の出口のイメージと言いますか、すなわち答申に盛り込むことを目指す具体的施策について鋭意御検討をいただいているということでございます。

これを踏まえまして、本日は取組方針における年末の答申に向けた主要検討事項例。先ほどの3ページ目と4ページ目でございます。

この部分につきまして、各担当主査から答申の具体的施策を念頭に置きつつ、現況のところを簡潔に御報告をいただきました後に意見交換をさせていただきたいと思えます。各項目につきまして、1項目2分ということをお願いしたいと思えます。いつものとおり、主査が御欠席の部分につきましては、事務局から願います。

また「もみじ月間」の要望受付も先月中旬より開始しておりますので、キャラバン等の状況につきまして、後ほど志太委員から御報告をちょうだいしたいと思えます。

順番でございますが、本日は実はダブルブッキングで、5時半から農業ワーキンググループが開催されるということになっておりまして、御担当でございます、南場、黒川両委員が中座されます。

したがいまして、最初に「農業・土地住宅分野」につきまして御報告をいただきました後、資料の順番に沿って御報告をちょうだいするというにさせていただきたいと思えます。

それでは、黒川委員、南場委員、よろしく願います。

南場委員 では、農業の分野なんです、以前から申し上げておりますとおり、農地の問題と農協の課題ということで2つの柱で議論してまいりました。

農地に関しましては、こちらの4ページの下に書いてありますとおり、「実効性のある転用規制等による農地の効率的利用の推進」ということで、まず転用の規制を実効性のあるものにし、その上で株式会社を含めて、主体のたぐいにかかわらず、賃借所有を自由にしていくという方向で主張してまいりたい。

農協に関しては、こちらには競争促進と書かれているわけですが、私どもが、夏にしておいた主張というのは、やはり改革の根本は経済事業と金融系事業の明確な分離について、組織の分割も含めて踏み込んで主張していくべきではないかというところでしたが、この年末に向けた出口というところで、具体的にどういう設定にしていっていいのか。

この後自由討議という時間が設定されてはいるんですが、私はその時間までおれませんので、もしこの場で皆さんから御意見をいただけましたら助かります。

宮内議長 それでは、黒川委員に御意見をいただきまして、この農業分野についてだけ、皆さんの御意見をちょうだいするということにしたいと思えます。

黒川委員、どうぞ。

黒川委員 土地住宅の方では、これまでずっと課題になってきています、都心居住が進行しているのに、インフレの付加と容積率の関係を連動させた、これまでの土地利用制度に関して、これがいいのかということの問題提起をしまして、向こうサイドもその検討会をつくっていただいて議論を進めておられて、どういうところに落ち着いてくるかがわからない状態で、この後ヒアリングをしようとなっています。

もう一つの問題は、これまでもやはり同じような問題ですけれども、公物の管理のことで、立体道路の考え方を一般道路にまで適用できないかという問題についても同様の問題で、公物の管理について、向こうのサイドがいろんな新しい考え方を今、変更しようとしている動きがありますので、これもそれを見ながらヒアリングということになると思います。

もう一つの問題は、これまでも申し上げていますが、地図情報の開放ということを要求しています。これについても具体的にヒアリングを進めながら、決意表明ですけれども、できるだけ地図情報についてフリーに使えるような環境をつくらうということで、今、考えています。

土地住宅のところでは、そういう問題を考えています。

宮内議長 それでは、農業・土地住宅ということで、どうぞ御自由に御意見をいただければと思いますが、その前に南場委員のおっしゃっていた問題点をもう少し詳しくお願いします。

南場委員 いろいろ事務局の方にも御相談申し上げているところですが、特に農協に関しては、強い抵抗がございます。農協の改革については、既に農水省で検討中のものがあるわけですが、我々はその内容を充実するに加えて、区分経理の徹底や情報開示の徹底までは合意が取れるかも知れませんが、やはり金融と経済事業というのが同じ組織で行われていることの弊害というのはどうしても残ってしまうわけです。農協以外の金融は兼業が禁止されているわけですが、農協の場合、先般の北海道のJA土幌町の事件などにもあるように、兼業しているがために起こってくる問題が顕在化しており、やはり組織の分割という非常に踏み込んだ発言になるわけです。

宮内議長 御意見をどうぞ。

八代総括主査 今の問題は前回の会議でも非常に取り上げたことでありまして、区分経理の徹底化まではそのときでもある程度合意できていたわけで、別の農水省も反対ではないと思いますが、それを更に進めるということで、いろんな抵抗があるということはよくわかっております。そこはこの規制改革会議の基本的なやり方で、合意が取れないものは問題意識という形でこちらできちんと書く。できるだけ取れるものは合意した文章で書くという2段階で、どこまでというのはまさに相手次第のあることで、取れるところまで取るしかないと思います。

ただ、もう一つの考え方として、なぜ分割しなければいけないかというときに、競争を制約するからということが一番大きなポイントだと思いますけれども、もう一つは農協自身のためにとっての視点です。言わば改革の進まない部分にどんどん健全な部分から内部補助が行われることによって、ほっておけば健全であったはずの金融機関の部分まで、ずるずると悪化してしまう。そういうことをあらかじめ防ぐためにも、きちんと分割をした方がいいのではないかという視点も加えるということが大事ではないかと思います。その両方だと思います。

黒川委員 基本的には農協は組合法という法律に基づいているので、郵貯の話とは少し違ってい

るところがあるんですけども、我々の感覚で一番困っているのは、本当の組合員のためにこの大きな組織が役に立っているかどうかということに関して、考えたいと思っているんです。

だんだん上位の組織が一人歩きをしていて、その組合員のために農協があるということがだんだん忘れられているので、この組合法に基づいているという正論の部分をあえて突いていった方がいいかもしれないという気もしています。

つまり個々の組合と農家の間でうまくいっているところもたくさんあるのかもしれないんですけども、問題はそこにあるわけではないということ。それから、つまり一人歩きをして多角化して、何でもありに今なっているんです。金融とサービスというだけではなくて、何でもあるという状態。農村地域にとっては介護保険から何から全部彼らの仕事ということになっていきますから、そういうところについて、本当に組合員のためになっている形にどうやってできていくかということも、もう一つの論点になると思っています。

草刈総括主査 今いろんな議論で、それはそのとおりなんですけれども、要するに南場委員が聞きたいのは、今の時点で自分たちの言論の自由は保障されているんですかという話だと思うんだね。そこはどうなんですか。もういいんでしょうと言いたいところで、これだけ義理を尽くして、まだ遠慮しなければいけないというのは変ではないですか、ということですね。

田中室長 おっしゃるとおりでありまして、ここの会議及びワーキンググループとしては聖域がなく議長はおっしゃっているわけでございますから、何も議論自身に遠慮する必要は全くございません。最終的には勿論、省庁との間の合意、あるいはそれに基づく最大限尊重の閣議決定をいただけるということに対して、私たちがどこまで力を尽くせるかということにかかっておりますが、議論の過程自身が何かふたをされると思っていただけは絶対に困ると。

南場委員 皆さんに力強いコメントをいただき、ありがとうございました。よくわかりましたので、行ってまいります。

宮内議長 それでは、農業分野でまた対応の仕方として、新しい主要課題改革推進委員会でもやるということも踏まえまして、お願いしたいと思います。御苦労様でございます。

それでは、あとは順番にご説明いただきたいと思います。

「『市場化テスト』の推進」につきまして、最近これは海外調査もお出でいただいたということもございますので、八代総括主査、本田委員のお二人からお願い申し上げたいと思います。

八代総括主査 既に資料1で、先ほど宮内議長から触れていただいたように、最初の1ページ目でもありますけれども、法案の早期策定、特に第三者機関の設置というところに全力を挙げてやっておるわけです。

特にここにも書いてありますように、規制の特例措置に関する部分については、できる限り早期に関係省庁の合意を得るという意味は、12月の答申では間に合わないの、遅くとも11月の初めぐらいの段階で関係省庁との合意を得るべく、今、最大限の努力をしております。

具体的に規制の特例措置の対象といたしましては、やはりモデル事業でもやっておりますハローワーク関係、社保庁関係。それから「あじさい」等で提案がありました、地方の窓口業務の民間委託。地方自治体が直接委託する。それができるような国の規制の改正というような辺りを重点に

検討をしております。その意味で今、鋭意努力しているということでもあります。

諸外国における「市場化テスト」ということについては、ヨーロッパ、アメリカ、オセアニアについて、実に精力的に調査をしていただきましたので、そのときのヘッドである本田委員から一言お願いします。

本田委員 では、30秒ほどで。

今回7か国とOECD等の国際機関もヒアリングをさせていただきまして、大きくわかったことが、公共サービスの独占的供給というのはおかしいというのは、すべての国において共通した概念でございました。

一方、私どもが申し上げているような「市場化テスト」という形での導入がされているのが、アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデンの一部の地方というような状態でございます。

対象事業の決定、実施方法というのはお手元の資料3-1の1枚目に書いてあるポイントでございますので、できましたら、さっと目を通していただけるとありがたいんですが、2番目の「市場化テストの成果」でございますけれども、これはコスト的な成果とサービスの質の改善の成果と両方あるわけでございますが、コスト的な成果におきましては、英国における試算でございますと、「市場化テスト」のコストを除きましても、コストが13～15%削減されているという明確な数字が出ております。

アメリカにおきましては、2003、2004年の2年度で大体25億ドル程度という、これもやはり大きな削減ができて、我が国においても行財政改革に傾向、資するような形になるのではないかと思われました。

大事でございますのは「成功の鍵」。3つランニングでございまして、まず1番目。実施しておられるところはどここの国におきましても政権として継続的に明確な優先づけが得られていることというのがございます。ですから、これは会議として、多分お願いをしていくポイントだと思えます。

2番目。公平・公正な官民競争入札制度の整備ということがございます。これは基本的にやはり「市場化テスト」のつくり込みというのが非常にきちんとされておりまして、やらなければいけないことというのは、会議といたしましても、昨年の年末答申に入れ込みましたキー・パフォーマンス・インディケータ。ここで言う重要成果指標の設定から情報開示に至りますまで、かなり幅広いものがございます。これをきちんとやるような体制の整備がされていたということです。

3番目が、やはり官が万が一に敗退した場合の公務員への影響というのをやはりきちんと勘案するやり方でやっていくという、この3つであったように思います。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「官業の民間開放の推進」。鈴木議長代理からお願いします。

鈴木議長代理 「官業の民間開放に推進」につきましては、国が直接行う事務事業、独立行政法人、今年度初めて取り上げました行政代行法人、あるいは公益法人というものを中心として、現在、鋭意どころか朝から晩までヒアリングを続けておる最中でありまして。

出口としましては昨年と同じで、これらの事務・事業について、民間でできるものは民間開放ということにイエスと言っていただく。そして、具体的な話が出てきたら、その民間と「市場化テスト」等を利用しながら、あるいは自発的に民間開放をするのは結構ということで作るという約束を得ることだと思っています。

現在まで大体 34 の事務・事業についてヒアリングを実施しましたが、最終的に 38 ぐらいを相手にして、1 次ヒアリング、2 次ヒアリングにもかかっておりますが、ものによっては 3 次ヒアリングというようなことをやりながら、できるだけ多くの成果を出したい。ちなみに去年は 36 の結論を得ておりますので、その上積みをしたいと考えております。

以上であります。

続いて「規制の見直し基準の策定等」ですが、これは初めての試みでやっておりますので、ちょっと我々の方も模索しながらという点がなきにしもあらずですけども、これも繰り返し言っておりますから言いませんけれども、要するに法的拘束力を持つ行政立法というと、政省令、外局の規則ということになるわけですが、それ以外のガイドラインだとか、あるいは通知・通達のたぐい、指導のたぐいというようなものに対して、一体それに拘束性をどの程度認められるのか認められないのか。

この区分けというものが非常にあいまいであるということから、あたかもすべてが拘束性があるように思われておる。それと同時に、省庁にヒアリングをいたしますと、ほとんどのところは、みんなことなない、これは拘束力はない、従う、従わないは任意ですとおっしゃるけれども、従わないといろいろな不利益に結び付いているのが現実ですので、そこら辺の関係が各省庁でも一体どういうふうに仕分けたらいいのかがよくわかっていない点もあります。ですから、この際このところの切り分けをはっきりして、そういうたぐいのものであっても全部が全部拘束力を間接的にも否定するというのは、私はちょっと現実的ではないと思うから、どういう基準に当てはまるものが拘束を持ってよろしいとするか。その代わり拘束力のあるものについては、どういう手続・手順を経て、そういう拘束性を持つのかといこと。ここの切り分けをはっきりして、それ以外のものについては全くのフリーゾーンであって、何も官庁が指導してはいけないとはだれも言っていないだから、ただ単に指導しただけであって、拘束力はないということを確認にして、その種の通知・通達に対しては拘束力はありませんということをはっきり書かせるというのを最終的な目標としております。

悉皆的にそういう通知・通達についての調査をやっておりまして、これのレポートも次第に集まっておりますけれども、大体 15 ぐらいのサンプル的なものを取り上げて、それをどこに位置づけるかという実例によるメルクマールもつくりながら、しかし、その中から抽出したジェネラル・ルールとして、こういうものが拘束性の認められるもの、こういうものは拘束性の認められないものということを確認にしたい。行政手続法をせっかくだけつくったけれども、行政指導の定義があいまいなために、行政指導には拘束力がないと言っているけれども、拘束力のない行政指導どこで区分けするのかということがわからない。言ってみたら行政手続法のブラッシュアップを目指したものをしたいと思っております。

一定期間経過した規制についての再見直しを見るというのは、年限を入れるだけの話です。

規制環境影響分析も総務省を中心として、各省で協議を進めておりますから、したがって我々のやることは、この規制影響分析を何年度から始めなさいということを行うということになるかと思っております。

以上がその2件です。

宮内議長 次は「少子化への対応」。八代総括主査、お願いします。

八代総括主査 白石主査が今日欠席していますので、代わりに御報告いたします。

「少子化への対応」というのは、基本的に大きな2つの柱がありまして、仕事と育児の両立を可能とするような多様な働き方の推進。現在、例えば、多様な働き方のひとつである、労働者派遣というようにことに対して、さまざまな規制があったり、あるいは労働時間規制の適用除外制度が制限されていたり、そういう規制がございますので、これをできるだけ外していくというのが大きな柱の1点。

2番目には、保育サービスを利用者のニーズに応じて、自由に選択できる環境の整備ということでございまして、このためには現在、介護保険ができる前の高齢者福祉と基本的に同じやり方で今、保育所は動いているわけですが、それに対して直接契約方式の導入と介護保険で実現したような直接補助方式の導入。

この2つを組み合わせることによって、サービスの質のいい保育所がより多くの利用者を集める。それによってより多くの利益があって、それを再投資に向けることによって供給が増えるというような、ちょうど高齢者介護で実現したのと同じようなメカニズムを保育の方でも実現したいというような大きな柱で考えております。

先ほど御紹介がありました「主要課題改革推進委員会」のトップバッターとして、31日の1時から厚生労働省と公開討論会に臨みたいと思います。

以上でございます。

宮内議長 「生活・ビジネスインフラの競争促進」。鈴木議長代理、お願いします。

鈴木議長代理 金 通信と放送の融合については、ワーキンググループとしましては、有識者ヒアリングとともに、既に総務省、NHK、あるいは民放からもヒアリングを行っております。なお、今後も本格的にこれをやるつもりです。

NHKの方からは先般、NHK新生プランというものが出ておりまして、それに基づいて、先日ヒアリングを行っております。私どもとしてはNHKの今後の経営の在り方というもの、受信料の未払いが続発しておるという状態の中で、これはNHKの経営にとっても非常に由々しい問題であって、新生NHKというのは一体どうあるべきなのかという点を中心に掘り下げていきたいと考えております。

テレビを持ったら必ず国民はNHKを支持すべきだというスタンスの中で行くのか、それとも国民に支持される契約の中で行くのか。これはNHK自身も自分に対して問わなくてはいけない時期に来ているのではないかと考えておりますので、今年度はNHKの在り方について、いわゆるスクランブルの問題、つまり、契約受信料制度の問題、保有チャンネル数が今のものが適当なのか、持

ち過ぎでないのかという問題、インターネット等への進出という問題も前から言われていますが、これについての問題、あるいは子会社の業務範囲の限定等の問題、等々が課題になります。

もろもろの問題が重なっておるわけですので、出口はどこだということになりますが、出口は出口だと申し上げておきたいと思えます。

更に民放問題に関してもヒアリングは行っておりますが、地上波における競争の促進についても、とりあえず今年の問題としては再免許手続の厳格化などの問題を取り上げる考えです。なお、民放などでは既に地上波放送については地上波を使わないで、光ファイバーを使って放送を流すことが行われています。それは僻地に限らずに都会にもそれが進んでおります。それは当然そうなる問題だろうと思っておりますが、そういうのをベースとして十分検討した上で、そういう幾つかの電送方法の組み合わせという問題と、どうしても地上波でなくてはならないのが最終的に残るのか、ここら辺の問題については考えていくつもりであります。

これに関連してですが、NHK問題については郵政省はなかなかものを言わないくせがかつてはありました。NHKは国会に対して責任を持っているからということでしょうか。

ここら辺で、解決に対して困難がある場合には、さっきの推進委員会では是非御議論いただきたいということを考えております。それが放送と通信の問題です。危険物関係ですけれども、これは保安四法がばらばらでやっておるといって状態が相変わらず変わらないということで、高圧ガスについては経産省は全部ではありませんけれども、認定事業者に対しては自主検査というものを既に導入しておりますが、それについても自主検査範囲・対象をもっと拡大できないのかという問題があります。

しかし、その自主検査というものを基本的に認めていない、例えば、労働安全衛生法によるボイラー、あるいは一圧容器と言われるものですがけれども、これに対しては自主検査というものに移っていただくということ。これが一番の眼目でありまして、その中間に位しておるのが消防のタンク類が自主検査を認めていないということにして、ここら辺の問題を高圧ガスというものに足並みをそろえたとともに、申請書類も錯綜しており、同じ対象物について、消防法、労働安全衛生法、あるいは高圧ガス保安法に基づき、同じような書類、図面等を提示するという問題が事務的な煩雑さを生んでおりますので、こういう点をもう少し3省が合同して重複性を排除するということができないのかということです。

例えば、輸出入関係では、税関だとか、その他の問題の申請を1本でやるというワンストップ方式をやっているわけです。だから、このようなものを参考にしながら、1つの方式でやっていくということを視野に入れていきたいと思っておりますが、3省間で温度差がかなりありますので場合によっては3人で集まってもらって、また事業者も加わってもらって、解決の道を探っていきたいと思っております。

なるだけそうしないようにしたいと思っておりますけれども、労働安全のボイラーについては、ひょっとするとさっきの委員会に持ち込んでくるかもしれませんので、その際はよろしく願います。

環境関係ですが、この環境関係につきましても鋭意やっておりますが、これについても廃棄物と

いうものに対してどう考えるのかというところで、基本法があって、リデュース・リユース・リサイクルというようなことを言っておるわけですが、ごみと見たら確実に捨てるというスタンスは、やはり環境省の基本的なメンタリティーになってしまうわけです。

それに対して、経産省辺りはごみと見たら再利用するというメンタリティーがあり、なかなか噛み合わないわけです。

私どもとしましたら、ごみと見たら使えるものは使う。リサイクルできるものはリサイクルする。そして、それも一切できないものに対しては確実に処理する。これが基本ではないかと思っています。

だから、そのこのところの取扱いが省庁の立場立場によって違うものにならないように、その点についても方向性を与えて、細目的なことはこの関係省庁というものがよく話し合っていく場所というものをきちんと設定してあげるといような方向でやりたいと思っております。

以上です。

宮内議長 それでは「外国人移入・在留」につきまして、菱沼企画官。

菱沼企画官 外国人に入ります前に、生活・ビジネスインフラの神田主査の分を念のため、簡単に御報告いたします。

大きく2点ございまして、1点目の金融サービス、投資法制の横断化でございますが、これは現在、金融審議会におきまして、次期通常国会への法案提出に向けて、鋭意検討が進められているところでございます。ワーキンググループといたしましては、現在の証券取引法を改組して、資本市場分野を横断的にカバーした柔構造の投資者保護法制の構築を施行するというところで、年末における金融審議会の状況も踏まえつつ、具体的施策として、より具体的な記述を目指すということにしております。

2点目の独占禁止法の関係でございますが、今年度は法制上見直すべき点といたしまして、総付景品規制、不当廉売規制の在り方が具体的な検討テーマに挙がっております。景品を付した商品等の販売や低価格での商品等の販売を直接規制するという方法は、競争政策の観点から見直すべきであるという観点から、省庁ヒアリング等のワーキンググループを開催して、結論を得るべく検討を進めていくところでございます。

続きまして、安居主査御担当の「外国人移入・在留」関係でございますが、こちらは資料にございますように、在留外国人の入国後におけるチェック体制の整備を主要検討事項に挙げてございます。

国内に入ってきた外国人のフォローをきちんと行うにはどうすればよいのか。外国人労働者の権利を確保し、不法就労、不法在留を防ぎ、国内労働市場を保護するためには、入国後、在留期間中の実態を的確に把握していく必要があるという問題意識の下、関係省庁、南米日系人を中心に多数の外国人住民の居住する自治体で組織しております、外国人集中都市会議の事務局からヒアリング及び意見交換を行ってまいったところでございます。

検討の方向性といたしましては、この資料にございますように、外国人の在留期間中の諸情報の一元管理化。国の監視や地方公共団体等の横断的連絡等による実効性のある仕組みの構築ということで、関係各省庁や地方公共団体が共用できるデータベースなど、居住状態、就労状態、社会保険

の加入状況、子女の就学状況等を的確に把握でき、外国人の入国後に国、地方公共団体、企業等が一体となってチェックする仕組みの構築。そして、その実効性を担保する法制度の在り方について検討を進めて、答申へのイメージを固めていくということにさせていただきます。

以上です。

宮内議長 それでは「医療分野」、鈴木議長代理、お願いします。

鈴木総括主査 医療分野も問題が山積しております、第1番目に中医協の在り方の見直しですけれども、現在、中医協はああいう結論を一応出して、来年度の法改正に向けて進んでおるわけですけれども、我々のスタンスは団体推選制の維持というのは反対だということに尽きるわけですが、仮にそうならなくても、最低限、病院の意見を反映できる医師は病院団体が直接推選して、医師会を通さないということ。それから、病院代表の数。こういうのは問題ですけれども、これを真っ向から、推進委員会あるいは大臣レベルで議論していただくのか。

とにかくスタートはさせてみるけれども、個別の問題の進展の中で、例えば、それを中医協で議論をしたとしたときにその妥当性について注文を付ける。つまり政策問題は中医協でやってはならない、社会保障審議会でやれとなっている。予算問題は内閣で決めるとなっている。これは非常に大きなポイントですけれども、そういうことが本当にやられていくのかということも注意深く見守るということは必要ではないかと思っています。

先般も議論したのですが、明細付きの領収書を出すようにという当方の要望に対して、それは中医協の問題だと言って中医協で議論をし始めようとしているが、これはなぜだという問題で。厚労省はそれは療担規則の中に書くしかない、その療担規則は中医協によって決めると法定されているという説明なのですが、世の中は中医協が持ってあった今までの役割というものから大きく変わってきているということをもう少し理解するように注文を付けたのですが。

療担規則はなるほど、法律によって中医協で決めるというのだったら、療担規則で書くべきものは何だという議論を根っこからやらないと、今まで療担規則でやっていましたどということをおっしゃっては一つも進まない。

ですから、こういう問題を個別にながめて、それは両大臣合意に反するのではないかと、つまり中医協が政策問題については議論をしてはならないということの違反となるのではないかとという問題を起こった事態毎に個別に監視していくのか。こういう問題があると思います。中医協についてはそういうところです。

医療のIT化の加速ですけれども、これは私も繰り返し言っているけれども、あらゆる医療改革のスタートラインだと思います。先般は諮問会議においても、総理からレセプトのオンライン化はなぜ進まないんだということで、強い言葉があったやに聞いております。非常に時宜を得た御発言なので、是非それを進めたい。

簡単に言いますと、フロッピーで持って来いなんていうのはIT化ではない。オンラインで結べということです。それができないと、保険者機能の強化そのほかの改革プログラムが全部動かないということです。IT化は、紙より少しましなフロッピーディスクではない、オンラインで結ぶんだというのが、ポイントであるわけです。オンライン化促進策については、この数年間、オンライ

ンで請求しないものに対して基本的には金を払わない。請求方法は金を払ってもらう人が決めるのではなくて、金を払う人が決めるのだという常識に戻ってくれということで、オンライン請求をしない人には、お金は払わないということを書いて来ました。その言葉をきっと書き込まないと一切進みません。私は今年度はこのオンライン化をしない者に対しては、お金を払わない。あるいは書面で来るものに対しては、エクストラマネーをいただくということをはっきり書きたい。

更に言ったら、電子的に処理されて作られていないレセプトには、真正性に疑いありとして認めないということにして、電子カルテ化を促進する。それをベースにしてEBMをつくって、そして包括払い方式に持っていく。包括払い方式にして医療費の適正化を図るといのは、極めて切迫している問題ですから、それを是非やりたい。これは、総理がせっかくそういうことをおっしゃっていただいたから、積年の課題としてその解決を図りたいと思います。

それから、医療機関の情報、これはもうほとんど厚生労働省と基本的な意見は一致しております。どの範囲内のものを出すかということで今、詰めをやっている段階ですが、アウトカム情報が一番問題になってくるわけですが、厚生労働省はアウトカムについて評価を加えたものと言うけれども、そんな必要はないと考えます。ここの病院には何人入って、何人死んだという、単にファクトを開示すればいいわけです。死んだ人が多いから悪い病院かといったら、そんなことはないわけで、それほど重病の人に頼られるともいえるわけです。そして、それはそういうことを分析する者がきちっと分析すればいいわけで、それを国がここのところは何人死んだけれども、それはやむを得ないんだということの評価しようとしてもら、そんな方式はできっこない。

そういうことではなくて、要するに、何人入って何人死んだということ。それがいいとか悪いとかの問題ではない、そういうファクトだけをはっきりさせるということではやらないと、答えは出ないと言っておりますが、是非そういう形でアウトカムはファクトとして出す、客観的検証可能と言いますから、このファクトを出すだけだったら客観的で検証可能なのは言うまでもない話ですから、そういうふうに考えております。

保険者機能の充実ですが、保険者が医療機関に直接支払いをすることができる。それから、保険者だけでなく第三者が、第三者というのは、例えば、保険会社が考えられますけれども、そこはたくさん保険者を代理して審査・支払ができるというのは、2001年に決まっていることだが、まだ1件も出ておりません。、1件も出てない理由は、唯一医療機関の合意という条件がかかっているからです。この医療機関の合意要件は外さないと一步も進まないということになるわけで、去年は調剤薬局について議論したのですが、この調剤薬局についての医療機関の合意というのは、全く要らない話であって、これを外してもらうということ。それから医療機関との間でも、合意を要件とするのは間違っています。診査・支払いは保険者の権能だと法は決めておるわけだから、保険者が私が診査しますと言ったらその審査を受けるのは、当たり前のことです。ただその連絡方法が、今のような紙でやり取りしているシステムでは技術的に難しいだけのことです。だからそこからIT化、オンライン化が必要になってき、オンライン化すれば、私が審査しますということを提供者みたいなものに登録しておけば自動的にレセプトはそこに回るのです。

オンライン化が全くゼロの今日でも、合意要件の正しい解釈が必要です。少なくとも通知をしたな

らば、もうそこには義務があるんだというふうにしないと、合意が一人歩きをしまして、医療機関がノーと言うとダメだということになったら、直接審査は一步も進みません。これを進めたいと思います。

医療材料格差の是正についても、これも一時に比べたら相当是正はされてはきておりますけれども、まだまだです。しかし、その後ろに潜むものとして、日本の審査期間は、アメリカの2倍、ヨーロッパの4倍と言っていましたけれども、それぐらいに時間がかかるわけです。これは治験をするのに応ずる人が少ないという、日本人独特のメンタリティーと、それから日本の皆保険制度というものが、そういうことを助長している面もありますが、さらばそういうものを短縮するとともに、諸外国で一般的に受け入れられておる基準によって認められたものは、どの程度自動的に治験として認めるかという議論になると思います。

そうすることによって、高いのは診査機関が長くてコストがかかるのだという、勿論それだけではありませんが、そういう理由はもう根拠なしにしたいと思っております。

最後に、いわゆる混合診療等の解禁ですけれども、この問題については、先回内部で議論しまして、去年の村上・尾辻合意というものが、どの程度に進んでいるのかということをチェックいたしました。相当に進んでいると私もは思っておりますから、この種が途切れないようにしっかりと監視していく考えです。長年無理だと言われた混合診療が、事実上進んでいるということは、去年の大きな成果であったわけですから、この種が途絶えないようにしていこうと思っております。

そのほか、ここに書いてありませんけれども、去年、厚生労働省との間に問題もなかった医師の資格制度の件と急性期病院の病床規制の件です。これは、いろいろな方面から阻まれたのですけれども、今年は聖域はないのだから、そのつもりで取り組みます。

それから、株式会社病院という問題はありますが、これはゴール中のゴールではないかという感じはしておりますので、今年は議論するかもしれませんが、時間的に余裕がありませんので、むしろ来年の問題にさせていただきたいと思っております。この会議が有終の美を飾る題材を1つぐらい置いておかないかということで、御了解いただきたいと思っております。

以上です。

宮内議長 それでは、教育分野、草刈総括主査、お願いします。

草刈総括主査も ここに2つ書いてありますが、全部6つ今回はやろうということにしております。6ついずれも骨太に前向き記載があるものばかりです。

一番最初ここに書いてあるものは「教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革」というものが、まず第1点でありまして、これは例の仮採用制で1年間は仮採用になるわけで、それがいいかげんで1%しか首になる人がいないと、そんなおかしなことはないだろうと、もっと厳格に運用しろということを含めたものです。

あとは、特別免許状等々、多様な人材を吸収できるようにしましょうということです。2番目は「予算配分における機関補助方式の抜本的見直し」、これは義務教育制度におけるパウチャーです。生徒の数を基準にして予算配分するというので、これは春に第一次調査をして、つい最近福井先生のデリゲーションを出して、イギリス、オランダ、スウェーデン等に実地検証しに行ってい

ますので、こちらとしては理論武装できているし、一方骨太の方では来年までにちゃんとやれと書いてあるのに、どうも文部科学省はさっぱり何もやってなくて、また例によって有識者会議をやりますなんてふざけたことを言っているの、これは後で相当かませないといかぬと思っております。

3番目が、学校選択制度というものもです。今は、学校教育法の施行細則というのがありまして、教育委員会は終業予定者の修学すべき小中学校の指定に際して、その場合に保護者の意見を聴取することができるかと書いてあるんです。

本来ならば、こういった学校指定制度というものを廃止した方がいいと思うんですが、そこまでいかなくとも保護者の意見を聴取して、尊重しなければならないというところまで持っていかないと、学校選択制度になりませんので、なかなか生きてこないの、ミニマムその辺までは行きたいと思っております。

4番目に、学校の情報開示、これは悉皆の学力テストをやって、それも含めた形でいろんな学校の情報を開示するというのが学校選択と絡んで大事ですねということです。

これが6項目、あと2つあるんですけども省略いたしますが、これをまとめて11月8日に公開をして、いわゆる最終答申に向けた当会議の問題提起という形で、新聞記者にも公表した上で公開討論をやらうと思っております。

中教審の答申も、いいかげんなものが出ておりまして、いいかげんというか、要するに国庫負担のところだけ大議論をして、あと大事なところは極めて中身の薄いものが出ています。文部科学省は、とにかくこれが出るまではヒアリングとかは対応できないということでいらいらしていたんですが、ようやく11月1日と2日にヒアリングをすることになりました。

それから、11月8日に議長にも来ていただいて、公開討論をやらうと思っております。これはまさに主要課題推進委員会でやりたいと思っております、ここで相当いろんなことを議論して、更にその後またヒアリング、ないしは公開討論を繰り返す、そんな手法で11月がまさに勝負だなという感じで見ております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが「もみじ月間」につきまして、志太委員からお願いします。

志太委員 簡単にお話しいたします。6月に受け付けました要望につきまして、これまでにこちらでお諮りしました22項目につきまして御報告いたしました、それが原案のとおり10月11日の本部決定をされました。

現在は、先ほど座長もお話しいただきましたように、秋の募集ということで10月17日～11月16日まで現在集中受付月間がスタートしております。

これと併せて、慣例の「もみじキャラバン」というものを、10月13日から行ってございまして、徳島市を始め全国21で行ってございます。それに加えて、ニュービジネス協議会から4か所やるものですから、全部で25か所でやっているということでございます。11月1日には、東京会場で行いまして、そこでは八代統括主査にも講演いただくことになっております。

一昨日、大阪でありました。それに私、出てまいりまして、いろいろ話させていただきました。

それぞれの会場では、100名を超える参加をいただきまして、いろいろ事務局の方々に行っていただいて、詳しく説明していただいております。特に今回は、特区の方々も何人か行っていただきまして、個別の話し合いをさせていただいております。終わった後1時間～2時間かけて、個別の打ち合わせをさせていただいているものですから、非常に効果があるという感じがしております。特区の方には、大変ありがとうございます。それと、最後ですけれども、6月に受け付けましたものの中で、本部決定されてないものが幾つかあって、それをワーキンググループの皆さん方に分担していただいております。これを何とか年末答申までにまとめていただくように、それぞれのところで強力にプッシュしていただきたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。大変盛りだくさんの御報告でございましたが、意見交換ということで、何か御質問、御意見等ございましたら御自由に、どのテーマでも結構でございます。

特にございませんでしょうか。皆さん御自分のことで手いっぱいということかもわかりませんが、どうぞ。

八代委員 今日のことには関係ないのですが、前回の会議で特区室の方から御説明がありましたけれども、特区の有識者会議でこれまでの特区提案の積み残し分について、いろいろ土族の派遣や医師・看護師の派遣も含めて、一定の進捗が見られました。ただ、その多くは特区として実現するというより、全国ベースで実現したものでありますので、引き続きそれが本当にちゃんとやっているかどうかは、もうこれは特区室の方ではなくて規制改革会議の方になりますので、是非各ワーキンググループでフォローアップをよろしくお願いしたいと思います。

宮内議長 それでは、時間も超過してまいりましたので、議論をとりまとめさせていただきます。ただいまの御報告のとおり、各ワーキンググループにおける検討状況を会議として確認させていただくことができました。是非答申においてできる限り多くの成果が得られるということが、これからの目標でございますので、一層奮励努力をお願い申し上げます。

答申のとりまとめまで時間も限られております。したがって、設置が決まりました「主要課題改革推進委員会」の開催といった会議を挙げた取組み、あるいは当会議と諮問会議との連携、推進本部における大臣折衝、あるいは総理裁定といった政治的な決断等も必要になってこようかと思っております。会議を挙げて取り組むべき事項につきましては、ただいまの新しい推進委員会を有効に活用し、早急に検討・調整を進めていただきますよう、お願い申し上げたいと思っております。

私からは以上でございますが、事務局から何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、本日の審議は少し時間が超過いたしましたので、これで終わらせていただきます。次回につきましては、答申策定に向けた作業の進捗状況を踏まえまして開催させていただきたいと思っております。したがって、詳細な議題とか日時等につきましては、進捗状況に応じまして事務局から御連絡をさせていただきたいと思っております。

本日の模様につきましては、記者会見をさせていただきます。

それでは、本日の審議はこれで終わらせていただきます。お忙しい中、大変ありがとうございました。

